

処 分 基 準

平成 6 年10月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第58条の 4
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：根拠条項に同じ。
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり具体的には、 ・ 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合 ・ 同一の車両について、過積載走行が繰り返されたような場合 ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 などである。
問 い 合 せ 先： 交通部交通指導課 車両行政処分係 078 - 341 - 7441（内線5138）
備 考：